

〔新刊書評〕

鄭喜鎮編 権金炫怜・鄭喜鎮・樞砦昀・ルイン著
申琪榮監修 金李イスル訳
『# MeToo の政治学 コリア・フェミニズムの最前線』
大月書店, 2021 年

花 岡 奈 央

本書（『# MeToo の政治学 コリア・フェミニズムの最前線』）は、韓国 # MeToo 運動の課題点を理論的に分析し、未来へのフェミニズム運動へと繋げる希望の一冊である。韓国の性文化研究会「トランス」企画シリーズの第4巻であり、シリーズ全4巻のうち初めて日本語に翻訳されたものである。シリーズの他には現在（2023年7月）、第3巻『被害と加害のフェミニズム #MeToo 以降を展望する』（解放出版社）が日本語に翻訳されている。本書の巻末には申琪榮氏がフェミニズム運動としての # MeToo 運動の特徴と意義を言及している。韓国国内で # MeToo 運動が爆発的に広がった理由として、糾弾される加害者が權威的で著名な男性たちだったという背景が挙げられるという。こうした手引きによって韓国の状況に馴染みのない読者にも読みやすい工夫がされている。また2022年1月21日には、本学ジェンダー研究所において本書を題材とした国際シンポジウム「# MeToo の政治学：#MeToo が残したフェミニズムの課題を考える」を開催し、著者の2人である権金炫怜氏とルイン氏を招き、日韓の状況を踏まえながら今後の #MeToo の課題を話し合った。本シンポジウム内で上映したドキュメンタリー映画「アフター・ミー・トゥー」と合わせて参考すること（2023年9月から東京で劇場上映を予定しているそうだ）で韓国の # MeToo 運動をさらに深く知ることができるだろう。

本書を読めば、韓国社会で起こった # MeToo 運動や運動に対する反応、韓国フェミニズムの

流れについて理解ができる。しかし、本書は # MeToo 運動を「革命」であると表現しているが、その運動の素晴らしさを紹介するものではない。最大の魅力は具体的な # MeToo 運動の記録ではなく、大衆化した # MeToo 運動を理論的なジェンダー概念を用いて再検討している点にある。著者らは「私たちの研究、被害者との連帯、社会的活動を分離することはできない」（13頁）と考え、それぞれの領域は分離するものではなく連続する日常であると捉えている。そのため家父長制社会におけるジェンダーに基づいた暴力を読み解く上では、運動だけではなくジェンダー概念に対する認識や理解が必要不可欠である。学問的な領域と運動や活動は陸続きであるため、理論と実践を横断的に捉える意図からもタイトルには「統合的な意味の政治（politics）として『# MeToo 運動』を取り扱う」（12頁）ことを意味する「政治学」という言葉が使用されている。

本書は4つの論考から構成されている。1つ目の権金炫怜氏の論考では、安熙正事件（元忠清南道知事安熙正氏による秘書・キムジウン氏への性暴力事件）の裁判が扱われている。安熙正氏は上告審で有罪判決となり、韓国の # MeToo 運動の中で大きな功績を残した有名な事件として知られている。いかに性暴力が男性中心社会の中で起きるのか、またそれは司法の中でも男性中心的な権力が作用しているのか、事細かな安熙正陣営側の証言の記録から読み取ることができる。権金氏は自ら裁判に通いながら、裁判の中で # MeToo 運動がどのように

に影響しているのか冷静に分析する。# MeToo 運動が加害者側からのバックラッシュに合うこと、そして# MeToo 運動が「女性問題」という枠組みから抜け出せないことを問題提起する。「女性問題」という枠組みによる認識によって「進歩派エリート男性が共有する男性文化を強化させ」「女性を分裂させ」「異性愛男性の権力作用させるための土台を再生産した」(63 頁)と課題を挙げている。

2つ目の鄭喜鎮氏の論考では# MeToo 運動を取り上げながら、ジェンダー暴力とジェンダー概念を分析する。# MeToo 運動の大衆化に従い、ジェンダー暴力の一部しか告発されず、運動の中で取り上げられる性暴力が定形化されてしまうことを批判する。例えば、家庭内や性売買の中で起きる性暴力は# MeToo 運動で取り上げられず不可視化されることを示唆する。そこで、鄭氏はジェンダー概念の重要性を強く主張する。「ジェンダーは『女性問題』ではなく認識論(episteme)」(89 頁)とあるように権力関係としてのジェンダーを理解し、# MeToo 運動を考察することを提言する。

3つ目の柵砦眞氏の論考では韓国の有名な古典小説『春香伝』を手がかりとして、刑法上の保護法益が変化したことを分析する。韓国刑法では1994年まで性暴力の保護法益である「貞操」が規定されていた。柵氏は保護法益を義務としての「貞操」ではなく、権利としての「性的自己決定権」で考えるべきだと強く主張する。「性的自己決定権」は親密な関係の中で「同意と拒否のうちどちらかを選択すること」(132 頁)であると社会や司法が誤解しているという。それに対して「性的自己決定権」の本当の意味は「人間であれば誰もが持つ尊厳ある権利」(136 頁)かつ「国家が保障すべき国民の基本権」(136 頁)であり、身体に関わる問題だけにとどまらない。特に教育現場において「自分の体の主は自分」(136 頁)という主体性が尊重される努力がされるべきだと言及する。またここで述べられる「性的自己決定権」とは今日広く知られている性と生殖に関する健康／権利を意味す

るリプロダクティブ・ヘルス／ライツと捉えることができるだろう。

4つ目のルイン氏の論考では異性愛を中心とした性別二元論によって認識されるジェンダー暴力をトランスジェンダー・クィアの観点から検討を試みる。ルイン氏によるとフェミニズムの文脈ではトランスジェンダー・クィアは周縁化されているという。そのため、フェミニズムの「異性愛規範性」「非トランス規範性」(145 頁)という前提によって、2つの規範性から外れるそれぞれの人々が関わる性暴力は言及されにくいという問題が生じる。特に4つ目の論考は、世界中のSNS上で起こるトランスジェンダーに対する差別や排除を読み解く上で重要なヒントを与えてくれる。なぜならトランスジェンダーに対する差別や排除はフェミニズム運動の中から巻き起こることがあるからである。例えば日本の事例では、性暴力に反対する運動「フラワーデモ」の内部からデモに男性が参加することへの不信感、そしてトランスジェンダー女性に対する否定的かつ差別的な言説がSNSを中心に湧き上がった(花岡 2023)。ジェンダー暴力を性別二元的に当てはめる、つまり性暴力を被害者である「女性」と加害者である「男性」という二元的な枠組みに押しやることは枠組みから外れる存在(性被害者の男性やトランスジェンダー、ノンバイナリーの人々)への不可視化に繋がることは明らかである。ルイン氏の指摘通り# MeToo 運動を性別二元的な枠組みで捉えることへの限界性は確かに存在する。さらに、その枠組みは不可視化へと作用するだけでなく、枠組み自体を強化することにも繋がる。性暴力の被害者は「女性」ということが運動内で強調されることにより、運動は女性によって行われるべき、フェミニズム運動は女性だけのものだと「女性問題」へと昇華されていく。権金氏や鄭氏、ルイン氏の指摘にもあったように「女性問題」としてジェンダーを捉え、性暴力反対運動を行うことへの問題性とも繋がっていく。現在、フェミニズムが抱えているトランス排除の問題を読み解く上でも、性暴力をジェン

ダー概念を用いて性暴力を分析すること、性別二元的な枠組みへの再検討は重要で有意義な指摘であることがわかる。

本書を通じて韓国フェミニズムの中でもう既に# MeToo の課題と反省を議論し、理論的な分析が行われていることに感銘を受ける。日本のフェミニズムが韓国フェミニズムから学ぶことはたくさんあるだろう。一方で、韓国を含む世界中でトランス排除的な言説が現れている現状もある。トランスナショナルなフェミニズムの運動として残された課題はまだまだ山積みである。まだまだ# MeToo 運動は始まったばかりだ。

参考文献

- 花岡奈央, 2023, 「日本のフェミニズム文脈で語られる Twitter 上でのトランスジェンダー差別・排除の言説分析—ハッシュタグ「#ファイヤーデモ」に着目して」お茶の水女子大学修士論文。